

戰後教育資料

IV-5
(5)

昭和二十五年三月

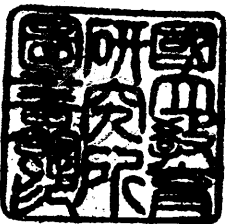
教職員適格審査事務提要第五集

文部大臣官房人事課適格審査室

4-2
5

相良	2
----	---

IV-5



目次

一、教職員の除去及び就職禁止等に関する政令……（政令第六十二号昭和二三、五、二一）	一
二、「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」の施行に関する規則 （共同省令第一号昭和二三、五、二一）	四
三、教職員の適格審査をする委員会に関する規程……（文部省訓令第三号昭和二三、五、一）	三
四、戦犯容疑者について……（適格審査室長通知昭和二四、一、二四）	一九
五、就職希望者として報告された者の再調査について （適格審査室主事通知昭和二四、二、二四）	二〇
六、共同省令別表第一及び旧省令別表第二該当者名簿について （適格審査室主事通知昭和二四、二、二四）	二二
七、新規採用者の適格審査について……（適格審査室主事通知二四、三、二一）	二三
八、審査未了者の審査について……（適格審査室長通知昭和二四、四、五）	二四
九、新制大学の教員適格審査について……（適格審査室長通知昭和二四、五、一八）	二五
一〇、就職不適格者と判定された者の身分取扱について （人事課長通知昭和二四、六、三〇）	二六

一、共同省令第一号別表第一第八項の解釈に関する件	(文部次官通知昭和二四、七、二二).....二七
二、教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一部改正について	(文部事務次官通知昭和二四、一〇、二六).....二八
三、教育委員会職員の審査に関する件	(適格審査室主事通知昭和二四、一一、二五).....三〇
四、本年度卒業の教員養成諸学校生徒の教職適格審査について	(適格審査室主事通知昭和二五、一、二三).....三〇
一五、短期大学の教職員の適格審査について	(文部事務次官通知昭和二五、一、二五).....三一
一六、新制大学教職員の適格審査に関する調査の件	(適格審査室主事通知昭和二五、二、一五).....三三
補 遺	
一、審査月報抜粋	(審査月報第十四号昭和二四、二、二八).....三四
二、国家公務員たる教職員の休職について	三六
三、第六、七国会における答弁資料	四二
四、団体等規正令	(政令六十四号昭和二四、四、四).....四三

一、教職員の除去及び就職禁止等に関する政令

政令第六十二號 昭和二十二年五月廿一日
改正 政令第二百二十八號 昭和二十三年八月十三日

- 第一條 昭和二十年十月二十二日附連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策に関する件及び同月三十日附教員及び教育関係官の調査、除外及び認可に関する件(以下教職に関する覚書という。)に基く教職員の除去及び就職禁止等についてはこの政令の定めるところによる。
- 第二條 この政令において教職とは、官立、公立又は私立の学校の教員その他の職員、教育関係官公吏、教育委員会の委員及び教育に関する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。
- 第三條 教職に関する覚書に掲げる職業軍人、著名な軍国主義者若しくは極端な国家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に対する著名な反対者に該当する者としての指定を受けた者(以下教職不適格者という。)が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。
- 教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。
- 第三條の二 教職不適格者は、教育委員会の委員の候補者となることができない。
- 教育委員会の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は当該候補者たることを辞したものとみなす。
- 第四條 教職不適格者としての指定は、主務大臣又は都道府県知事が、別に定める教職員適格審査委員会の審査の結果に基いてこれを行う。

第四條の二 教育委員会の委員の候補者について推薦届出をしようとする者は、選挙長に対し、候補者となるべき者が教職不適格でないことを証明する教職適格確認書の写を、あわせて提出しなければならない。

前項に規定する教職適格確認書は、教職員適格審査委員会の審査の結果に基づいて、文部大臣の定めるところにより文部大臣又は都道府県知事がこれを交付する。

第五條 公私の恩給、年金その他の手当又は利益を現に受けている者又は受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は教職不適格者としての指定を受けた日から、その権利又は資格を失う。

主務大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、前項の規定の適用を免除することができる。

第六條 各庁は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に關して、必要な調査表を徴しなければならない。

第七條 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職当時の勤務先であつた学校又は官公署その他の団体の執務の場所に出入してはならない。但し、正当の事由がある場合は、この限りでない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き又は就かしめた者
- 二 第六條の調査表の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は事実をかくした記載をした者
- 三 第六條の調査表を徴されて、これを提出しない者

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年五月七日以後、教職を去つた者が、その以後において、教職不適格者となつた場合は、第五條の規定の適用については、その者は、教職不適格者として教職から去らしめられたものとみなす。

この政令施行以前に教職不適格者として指定せられた者は、この政令によつて指定せられたものとみなす。

この政令施行以前に昭和二十一年閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第二の範囲に該当し、教職不適格者として指定された者のうち、主務大臣が、特に必要があると認めた者については、第四條の教職員適格審査委員会の審査に付し、その判定に基づき、当該指定を解除することができる。

前項の規定により、指定を解除された者は、公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を失わなかつたものとみなす。

第四條の教職員適格審査委員会の審査は当分の間、文部大臣の定めるところによつて設置された従前の審査委員会においてこれを行う。

二、「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」の施行に関する規則

四

改正	文部、外務、司法、逓信、厚生、内務、大蔵、運輸、農林省令第一號	昭和二三・五・二二
	文部省他關係各省令第二號	昭和二三・六・一一
	文部省他關係各省令第三號	昭和二三・九・二六
	文部省他關係各省令第四號	昭和二三・一二・一八
	總理府、外務、大蔵、法務、文部、厚生、農林、運輸、逓信省令第一號	昭和二三・五・一五
	總理府他關係各省令第二號	昭和二三・六・二八
	總理府他關係各省令第三號	昭和二三・八・一三
	總理府他關係各省令第四號	昭和二三・九・一
	總理府他關係各省令第五號	昭和二三・一二・二九
	總理府、法務府、外務、大蔵、文部、厚生、農林、運輸、郵政、電氣通信省令第二號	昭和二三・一〇・二六

第一條 昭和二十二年政令第六十二号（昭和二十年勅令第五百四十二号）「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基づく教職員の除去及び就職禁止等に関する政令（以下令という。）第四條の規定による委員会の審査は、別表第一を判定標準として、これを行うものとする。

令第四條の規定による指定は、本人に対する通知によつて、これを行う。

前項の通知は、大学（従前の規定による大学・高等学校・専門学校・教員養成諸学校を含む。以下同様とする。）の教員その他の職員、教育関係の官公吏（都道府県の三級の吏員及び市「特別区を含む。以下同様とする。」町村の吏員を除く。以下同様とする。）都道府県教育委員会（以下都道府県委員会という。）の委員及び教育に関する法人（幼

稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等「従前の規定による青年学校・中学校・高等女学校・実業学校・盲学校・聾啞学校・各種学校及び国立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする。」の設置者、又はこれらの学校を経営する法人を除く。）の役員、並びに国立図書館・国立博物館（分館を含む。以下同様とする。）東京科学博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の教員その他の職員と、都道府県の三級の吏員及び市町村の吏員、市町村の教育委員会（以下地方委員会という。）の委員並びに幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の設置者又はこれらの学校を経営する法人の役員、並びに公民館の館長、委員又はこれらに準ずる役員と、図書館・博物館・美術館等の館長及び職員（国立図書館・国立博物館・東京科学博物館の館長及び職員を除く。以下同様とする。）と、図書館・博物館・美術館等の設置者又はこれらを経営する法人の役員については都道府県知事がこれを行う。

第二條 令第二條の私立の学校の教員その他の職員、又は教育に関する法人の役員の職にある者が、教職不適格者として指定を受けたときは、文部大臣が、これを解職又は解任することができる。

第三條 令第二條の学校の教員その他の職員、教育関係の官公吏、教育委員会の委員及び教育に関する法人の役員の職は別表第二による。

第四條 公私の恩給、年金その他の手当若しくは利益を受ける権利又は資格のある者で、令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、文部大臣又は都道府県知事は、第一條第二項に規定する通知をする場合において、これらの給与をする者に対して、併せてその旨を通知しなければならぬ。

令第五條第二項の規定による同條第一項の免除は、主務大臣が、審査委員会の審査判定の結果に基づいて、これを行う。

五

前項の免除をする場合においては、主務大臣は、本人及び第一項の給与をする者に対し、その旨を通知しなければならない。

六

第五條 令第六條の規定による調査表は、昭和二十二年閣令、内務省令第一号別記様式(一)により、(但し文部大臣の特に定めるものに関してはこの限りでない。)大学の教員その他の職員、教育関係の官公吏、都道府県委員会の委員及び教育に関する法人(幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の設置者、又はこれらの学校を経営する法人を除く。)の役員並びに国立図書館・国立博物館・東京科学博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の教職員と、都道府県の三級の吏員及び市町村の吏員、地方委員会の委員並びに幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の設置者、又はこれらの学校を経営する法人の役員並びに公民館の館長、委員、又はこれらに準ずる役員と、図書館・博物館・美術館等の館長及び職員、並びに図書館・博物館・美術館等の設置者又はこれらを経営する法人の役員については都道府県知事が、これを二通徴し、都道府県知事が徴したもののうち一通は文部大臣に送付しなければならない。

第五條の二 教育委員会の委員の候補者の推薦届出をしようとする者は、都道府県委員会の委員の候補者に関しては文部大臣に対し、地方委員会の委員の候補者に関しては関係都道府県知事に対し、その指定する期日迄に候補者たるべきものが教職不適格者でない旨の確認を求めなければならない。

前項の確認を求めようとする者は、前條に規定する調査表二通を添え、文部大臣又は関係都道府県知事に、その旨を申請しなければならない。都道府県知事はその調査表のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。

文部大臣又は都道府県知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに教職員適格審査委員会の審査に付さなければ

ならない。

文部大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、教職員適格審査委員会の審査の結果教職不適格者でないことを確認したときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第六條第一項の規定により交付した教職適格確認書を有する者について、推薦届出をしようとする場合は、第一項の規定による候補者たるべき者が教職不適格者でない旨の確認を、改めて求める必要はない。

第六條 文部大臣又は都道府県知事は、審査委員会の審査の結果教職不適格者でないことを確認したときは、その者に対し、その申請があつたときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

前條第四項又は前項の規定により交付した教職適格確認書は、令第二條に規定する教職について教職不適格者でないことを証明する教職適格確認書として效力を有するものとする。

第七條 第一條、第二條、第四條、第五條及び第六條の規定において、文部大臣とあるのは、通信講習所及び通信病院において看護婦を養成する施設にあつては通信大臣とし、水産講習所にあつては農林大臣とし、鉄道講習所・鉄道局工機部技能者養成所・鉄道局管理部職員養成所・鉄道病院看護婦養成所・海務学院・高等商船学校・海技専門学院・航海訓練所・商船学校・海員養成所・燈台官吏養成所・水路技術官養成所・海上保安教習所・中央氣象台附属氣象技術官養成所の教員その他の職員及運輸省の教育関係の官吏にあつては運輸大臣とし、外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、法務庁研修所及刑務官練習所にあつては法務総裁とし、税務講習所及び高等財務講習所にあつては大藏大臣とし、少年教護関係の者、国立病院療養所附属看護婦養成所及び国立光明寮にあつては厚生大臣とし、警察大学校・管区警察学校・都道府県警察学校及び消防講習所にあつては国家公安委員会とし、警視庁警察学校及び都道府県と市の消防学校

七

(同種のものを含む。)にあつては都道府県知事とする。

附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別表第一

一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて左の各号の一に当る者。

1. 侵略主義若しくは好戦的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者、並びに学説をもつて大亜細亞政
策東亜新秩序その他これに類似した政策及び満洲事変・支那事変又は今次の戦争に、理念的基礎を与えた者。

2. 独裁主義又はナチ的若しくはファシストの全体主義を鼓吹した者。

3. 人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。

4. 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者。

5. 自由主義・反軍国主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信ずる者を、その思想又は宗教を理由として、迫
害又は排斥した者。

6. 右の各号のいずれにも当たらないが、軍国主義若しくは極端な国家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合し
て、教育者として思想的節操を欠くに至つた者。

二、ナチ政権若しくはファシスト政権又はその機関の顧問、囑託等、又は軍国主義的あるいは極端な国家主義的団体と特
別の関係を持ち、その政策を行うことに協力した者。

三、行為あるいは義務の不履行により、連合国軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に

反対させるために他人を指導した者。

四、官公吏であつて、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は弾圧した者。

五、軍国主義的又は極端な国家主義的意図をもつて、教科用図書又は教育に関する刊行物の編集に当つた者。

六、昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合国の領土内で日本軍の援助の下に、学問上の探検あ
るいは発掘事業を指揮し又はこれに参加した者。

七、連合国最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者。

八、昭和二十一年一月四日付連合国最高司令官覚書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する件附属書A号」に
該当する者及びその他すべての職業軍人。

九、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。

但し陸軍又は海軍の諸学校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

一〇、昭和十二年七月七日以降次に掲げる学校又は教育施設を卒業した者、又は次に掲げる教職にあり、その学校の教育
方針に対し責任ある者であつて、現在退職して、あらたに教職に就こうとする者。

但し、その後次に掲げる学校又は教育施設以外の大学高等専門学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者は、この限
りではない。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 東京農林専門学校拓殖科 | 2 盛岡農林専門学校附設第一拓殖訓練所 |
| 3 三重農林専門学校附設第二拓殖訓練所 | 4 宮崎農林専門学校附設第三拓殖訓練所 |
| 5 拓殖大学商学部拓殖学科 | 6 拓殖専門学校開拓科及び司政科 |

- 10
- 7 福岡市立拓殖専門学校拓殖科及び拓殖土木科
 - 8 興亜専門学校本科及び専修科
 - 9 明治大学専門部興亜科
 - 10 日本大学専門部拓殖科
 - 11 東京農業大学専門部拓殖科
 - 12 前十一号以外の拓殖関係の学校
 - 13 東亜同文書院(学部及び附属専門部を含む)
 - 14 満洲の建国大学
 - 15 興亜練成所
 - 16 興南練成院第三部
 - 17 満蒙開拓指導員養成所
 - 18 神宮皇学館大学祭祀専攻科
 - 19 神宮皇学館大学附属専門部
 - 20 国学院大学専門部附属神道部
 - 21 前三号以外の神職養成を目的とする学校
- 一一、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて一年以上在職した者。
- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
 - 2 文部省思想局又は教学局関係の事務に従事した勅任官及び奏任官
 - 3 国民精神文化研究所、国民練成所、教学練成所、興亜練成所、興南練成院及び大東亜練成院の勅任官及び奏任官
 - 4 情報局の総裁、勅任官及び奏任官
 - 5 特別高等警察関係官吏
 - 6 思想検察又は保護観察、予防拘禁関係官吏
- 一二、次のような団体のいずれかに対し、時期を問はず次のような関係のあつた者。
- 1 創立者、役員又は理事であつた者

- 2 要職を占めた者
 - 3 すべての刊行物又は機関誌紙の編集者
 - 4 自発的に多くの寄附(寄附した金額又は財産の価格が絶対的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの)をし、た者団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第四條の規定により解散した団体
- 原理社、日本学生協会、朱光会、全国大学教授聯盟、日本法理研究会、七生社

別表第二

学校の教員その他の職員、教育関係官公吏、教育委員会の委員及び教育に関する法人の役員の職は次のようである。

- 一、官立、公立及び私立の学校(通信講習所・通信病院において看護婦を養成する施設・水産講習所・鉄道教習所・鉄道局工機部技能者養成所・鉄道局管理部職員養成所・鉄道病院看護婦養成所・海務学院・海技専門学院・航海訓練所・海員養成所・燈台官吏養成所・水路技術官養成所・海上保安教習所・中央気象台附属気象技術官養成所・地方刑務官練習所・少年教護院・国立病院療養所附属看護婦養成所・国立光明寮・警察大学校・管区警察学校・都道府県警察学校・警視庁警察学校・消防講習所及び都道府県と市の消防学校(同種のものを含む)を含める。以下同様とする。)の長及び教員の職。
- 二、官立又は公立の学校で、通常三級官以上の職員の占める職並びに私立の学校の職員であつて三級官以上に相当するものの占める職。

三、文部省及び教育研修所の官吏並びに運輸省における教育主管課長・教育主管課関係官・外務官吏研修所・法務庁研修所・中央刑務官練習所・税務講習所・高等財務講習所の教職員及び厚生省の教護官であつて、通常三級官以上の者の占める職。

- 四、都道府県委員会の委員及びその職員で通常三級吏員以上の者の占める職。
- 五、地方委員会の委員及びその職員で通常吏員以上の占める職。
- 六、学校の設置者又は学校を経営する法人の役員（少年教護院の設置者又は少年教護院を経営する法人の役員を除く）、日本教育会及其の組織団体の主要な役職員及び大日本育英会の役員の職。
- 七、公民館の館長、委員又はそれらに準ずる役員の職。
- 八、図書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員又はこれに相当するものの占める職、並びに図書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを経営する法人の役員の職。
- 九、都道府県及び市の、第四号及び第五号以外の教育関係職員で通常三級吏員（市にあつては吏員）以上の者の占める職。

別記様式

第 号

教 職 適 格 確 認 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

右の者は昭和二十二年政令第六十二号第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十年十月二十二日附連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策、同月三十日付同覚書教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する件に掲げてある條項に当らない者であることを確認する。

年 月 日

主 務 大 臣 印

（都 道 府 県 知 事）

備考 この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二号第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。

三、教職員の適格審査をする委員会に關する規程

改正	文部省訓令第三號	昭和二二・五・一
	文部省訓令第五號	昭和二二・五・二二
	文部省訓令第七號	昭和二二・六・一一
	文部省訓令第十號	昭和二二・九・一六
	文部省訓令第十一號	昭和二二・一一・一八
	文部省訓令第三號	昭和二三・五・二一
	文部省訓令第六號	昭和二三・七・一七
	文部省訓令第七號	昭和二三・八・一三
	文部省訓令第九號	昭和二三・一一・二九

第一條 教職員の適格審査をする委員会（以下審査委員会という）は、これを分け、都道府県教職員適格審査委員会、大

学教員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会とする。
都道府県教職員適格審査委員会は、都道府県知事が設け、都道府県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等（従前の規定による青年学校・中学校・高等女学校・実業学校・盲学校・聾啞学校・各種学校及び国立少年教護院以外の少年教護院を含む。以下同様とする。）の教職員と、都道府県の三級吏員及び市（特別区を含む。町村の吏員と、市（特別区を含む。）町村の教育委員会（地方委員会）の委員又はその候補者並びに幼稚園・小学

校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の設置者又はこれらの学校を經營する法人の役員並びに「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則」(以下施行規則という。別表第二の第七号及び第八号の各号の一(国立図書館・国立博物館「分館を含む。以下同様とする。」「東京科学博物館を除く。))に当る者を、大学教員適格審査委員会は、大学総長又は大学長が大学別に設け、その大学の教員を、教職員適格審査委員会は、大学(従前の規定による大学・高等学校・専門学校教員養成諸学校を含む。以下同様とする。))の校長と、大学の三級官以上の職員又はこれに相当する職員と、従前の規定による高等学校・専門学校・教員養成諸学校の教員と、都道府県の教育委員会(都道府県委員会)の委員、又はその候補者及び施行規則別表第二の第三号、第四号、第六号及び第九号の各号の一(都道府県の三級の吏員及び市吏員と幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びこれらに準ずる学校等の設置者又はこれらの学校を經營する法人の役員を除く。)に当る者と、国立図書館・国立博物館・東京科学博物館の館長及び職員を、中央教職員適格審査委員会は、施行規則別表第二の各号の一に当る者を、それぞれ審査する。

都道府県教職員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会は前項に規定する者の他、施行規則別表第二に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官庁の教職員を審査することができる。

第二條 都道府県教職員適格審査委員会は、都道府県知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の五名の委員中、一名は学校長、一名は学校長以外の教員とする。

前條第三項の規定による審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

臨時委員は関係各庁の官吏の中から一名を都道府県知事が委嘱する。

第三條 大学教員適格審査委員会は、大学総長又は大学長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の場合学部を有する大学の審査委員は、なるべく各学部を代表するよう組織されなければならない。

第四條 教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

臨時委員は関係各庁の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第五條 中央教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する十一名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

臨時委員は関係各庁の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第六條 審査委員会に幹事、書記のおの若干名を置くことができる。

第七條 審査委員会を設置したときは、設置者は、審査委員の名簿と各委員の調査表を添え、直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査委員会の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査委員会の組織を不適当であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の変更を命ずることができる。

第十條 各審査委員会は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員会の委員長は、審査委員の互選によつて定める。

審査委員会に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査委員会の審査は、非公開とし原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした

者を審査委員会に出頭させ、事実の陳述をさせても差支えない。

審査委員会が必要と認めたときは現地について事実を調査し、その他の資料を集めることができる。

審査の資料は、文書又は責任ある陳述とする。

第十三條 審査委員会が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合、審査に付せられた者又は関係人を審査委員会に招いて、事実の陳述をさせることができる。

第十四條 審査委員会の審査判定は、審査委員の過半数でこれを決する。但し可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

表決は、無記名投票による。

第十五條 審査委員会の審査判定の結果を、都道府県教職員適格審査委員長は文部大臣と都道府県知事に、大学教員適格審査委員長、教職員適格審査委員長、中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は審査委員会において不適格の判定をした場合には、前條の通知をするともに、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならない。なお通知をするに当り判定理由を詳述し、該当條項を知らせなければならない。

第十七條 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一、調査表

二、審査記録

三、適格者名簿

四、不適格者名簿

五、其の他審査に関する一件書類

第十八條 都道府県教職員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会において不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査委員会において不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不当と認めたときは、適格と判定することができる。

第二十條 都道府県教職員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は都道府県知事が不当と認めたときは、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第二十一條 中央教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は都道府県知事が不当と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不当と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十二條 第十八條及第十九條の再審査又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十三條 文部大臣が特に必要と認めたときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十四條 削除

第二十四條の二 文部大臣が教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならぬ。

第二十五條 昭和二十二年政令第六十二号附則第四項の規定による指定の解除にあつては文部次官、学校長又は都道府県知事の請求に基づき中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならぬ。

第二十六條 都道府県教職員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会、又は教職員適格審査委員会において不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査委員会に再審の、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定する迄職務の執行を停止される。

第二十七條 各審査委員会の審査委員その他の関係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三号の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行う個人的責任を負う。

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第二百六十三号に基く審査委員会に関する規程により設置された学校集団教員適格審査委員会において判定を受けた者の、再審査及び特別の審査については、訓令の第十八條、第二十條及び第二十三條の規定を準用する。

この訓令を施行した後、都道府県教職員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会といたるときは、従前の規程により設置されたそれぞれの審査委員会を含むものとする。又教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び学校集団教員適格審査委員会を含むものとする。

四、戦犯容疑者について

昭和二十四年一月二十四日
発適二號 適格審査室長

今般標記のことに付いて、別紙の通り次官名を以つて通知されたから委細右を以て御了知の上なるべく御措置下さるよう、なお念のため次の事項を申し添える。

一、旧別表第二によつて指定された者については、再審査を行い、他の思想、言動等が別表第一に該当せず適格と判定された場合は指定を取消することができる。

二、別表第一によつて判定又は指定された者については、文部省訓令第三号第二十三條により再審査指示申請の上、指示を受けて再審査を行い、他の思想、言動等が非該当となり適格と判定された場合には指定を取り消すことができる。右の結果については直ちに本省へ報告されたい。

(別紙)

発学一五号文部次官通知

戦争犯罪人容疑者として逮捕された者が、釈放又は無罪放免された場合の取扱について
標記の件については、左記のとおり取扱われたい。

記

一、戦争犯罪人容疑者として逮捕され、その後釈放又は無罪放免された者が、教職適格審査を受け、適格と判定された場合には、これを教職関係教職員として復職させ、又は採用することは、なんらさしつかえないのであるから、復職又は

採用を希望する者に対し、戦争犯罪人容疑者であつたことを理由として、差別的取扱をすることのないように留意されたい。

二、この場合、既に教職不適格者として指定を受けている者は、再審査を受け、その指定を取消さなければならないことはもちろんである。

五、就職希望者として報告された者の再調査について

昭和二十四年二月十四日
発適四六號適格審査室主事

今般さきに発適四六号通知別記第三、第四報告様式による「適格者名簿」及び「不適格者名簿」の「勤務先」欄に、單に「就職希望者」として報告された者の就職先、及び地位について調査する必要があるため、貴委員会にて審査開始より本年一月迄に就職希望者として報告した者についてのみ、左記様式により名簿作成の上至急送付されたい。

記

一、適格者

判 定 月 日	勤 務 先	地 位	氏 名

二、不適格者

判 定 月 日	該 当 事 項	勤 務 し よ う と し た 所	地 位	氏 名

備考

1. 勤務先は官・公・私立別を明らかにし、中学校以上については、新制旧制を明らかにすること。

例 「旧制県立第三中学校」

2. 他の記入については発適四六号通知別記報告様式備考参照のこと。

六、共同省令別表第一及び舊省令別表第二該當者名簿について

昭和二十四年二月十四日
発適四六號適格審査室主事

教職不適格者に関する調査の必要上、貴委員会に於ける審査開始より昨年十二月末までの教職不適格者（共同省令別表第一、旧省令別表第二該當者）の名簿を左記様式によつて作成の上、二月末日迄に当室宛提出されたい。

（註）旧省令別表第二該當者とは共同省令改正前の昭和二十二年五月二十日までに指定された別表第二該當者をいう。

第一様式(別表第一該当者)

例 判定 年月日	該 当 事 項	中央委員 会の判定	原審差戻 の結果	大臣審査 の判定	二十三條に よる判定	指定年月日	勤務先	地位	氏 名
一 三・一〇・五	別表第一ノ一	原審差戻	三・三・四適格				原立旧制第 一中学校	教員	
二 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		不適格		三・三・一〇			
三 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		申請中	三・三・一〇不適格				
四 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		申請中	三・三・一〇不適格				
五 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		申請中	三・三・一〇不適格				
六 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		申請中	三・三・一〇不適格				
七 三・三・一〇	別表第一ノ二	不適格		申請中	三・三・一〇不適格				

第二様式(別表第二該当者)

例 指定 年月日	該 当 事 項	特免審査に於ける判定	官適十五号による判定	勤務先	地位	氏 名
一 二・六・一〇	大正九年以前の海軍軍医		三・三・一〇適格			
二 二・七・三	現役下士官	不適格				
三 二・九・一〇	憲兵団長	適格				
四 二・九・一〇	別表第二ノ一					

備考

1. 別表第一該当者名簿は第一様式により、旧省令別表第二該当者名簿は第二様式による。
2. 該当事項は「別表第一ノ一ノ3」のように記入のこと。但し別表第一第八項(旧省令別表第二第二項)にあつてはその該当理由を「憲兵」、「在郷軍人分会長」、「志願下士官」等のように詳細に記入のこと。
3. 原審差戻になつた者にして、原審にて再審査の結果不適格となり再度中央教職員適格審査委員会に再審査申請をした者については「中央委員会の判定」欄に「(1)原審差戻」、「(2)不適格」と二段に記入のこと。(例参照)
4. 別表第一該当者にして、官適十五号により適格となつた者については、「二十三條による判定」欄に「官適十五号により適格」と記入のこと。
5. 中央教職員適格審査委員会に再審査若くは大臣の特別審査を申請中にして未判定のものは該当欄に「申請中」と記入し、「指定年月日」欄は空白にしておくこと。
6. 以上都道府県教職員適格審査委員会における、原審差戻になつた者の審査、二十三條による再審査及び官適十五号による判定年月日は各欄に記入のこと。(例参照)
7. 勤務先、地位の記入方法については発適四六号備考による。

七、新規採用者の適格審査について

本年度卒業の教員養成諸学校生徒の教職適格審査については、一月二十一日付発適一〇号により、その措置方法を御通知

昭和二十四年三月三十一日
発適二七號適格審査室主事

したが、それ以外の新規採用教員の教職適格審査については、今後左記の要領によられたい。

記

一、教育委員会の所管外の学校への就職希望者は、従来通り就職先の学校長を通じて、それぞれの審査委員会に審査を請求すること。

二、教育委員会所管の学校へ教育委員会が教員を一括採用する場合には、採用予定になつた者が、教育長を通じて都道府県の審査委員会に審査を請求すること、従つて教員就職希望者が教育委員会に採用を願ひ出る際には、必ずしも教職適格と判定されている必要はなく、採用が予定された場合に、教育長の上司証明をうけて、審査委員会に調査表を提出すればよい。なお、この事は本省調査局審議課と協議済みであることを念の為申し添える。

八、審査未了者の審査について

昭和二十四年四月五日
適発三〇號 適格審査室長

三級官、三級の吏員及びこれらに相当するもの、並びに臨時職員の審査については、昭和二十三年発適二三号（三月二十三日付及び五月二十六日付）により実施方を通知したのであるが、まだ審査を受けていない例が見られるので、関係教職員全部につき至急調査の上もし審査未了者がある場合は、四月三十日までに速かに審査を受けるよう取計らわれない。なお、念のため、左記事項を参照されたい。

記

一、官公吏であつて、共同省令別表第二各号の規定に該当する三級または三級相当以上の職員は、その勤務の内容に拘らず教育関係職員とみなされすべて審査をうけなければならない。

二、官公吏以外で、共同省別表第二各号の規定に該当する者の中、官公吏の三級官と同格程度以上の地位にある者は審査をうけなければならない。

三、臨時職員で三級官と同格以上のものは前第一号に準じて審査を受けなければならない。

九、新制大学の教員適格審査について

昭和二十四年五月十八日
発適三五號 適格審査室長

右のことについて、昭和二十四年度は、左記によつて取り扱うことになりましたから御了知願います。

記

一、従前から大学教員適格審査委員会の設置されている大学が新制大学となつた場合、及び大学教員適格審査委員会の設置されている大学に、他の高等専門学校が加わつて、新制大学となつた場合は、その大学の教員の適格審査は、当該大学教員適格審査委員会において行うこと。

二、右記以外の新制大学及び学校教育法第九十八條の規定による学校（大学教員適格審査委員会を設置する学校を除く）においては、その教職員の適格審査は文部省内の教職員適格審査委員会において審査を行うこと。
なお、何れかの適格審査委員会において一たび適格審査を受けた者は二度審査を受ける必要はないことになっている。

念の爲申し添える。

二六

一〇、教職不適格者と判定された者の身分取扱について

昭和二十四年六月三十日
発人 第二〇號 人事課長

標記の件に関しては、四月二十日附発秘二三号をもつて、教職不適格者と判定された場合、後日何分の通知があるまでは、その者に対して休職を命ずることを差し控えられたい旨を通知したのであるが、教職不適格と判定され、再審査請求中の者であつて、既に休職を命ぜられている者については、当分の間左記のように取扱われたい。

記

教職不適格と判定された者の身分に関する人事規則の制定があるまでは、休職を命ぜられた場合には、官吏分限令によつて一、二級官にあつては二年、三級官にあつては一年を経過すれば自然退官となりその場合には非常に困難な問題を生ずることとなるが、そもそも教職不適格と判定された場合においても、免官（職）の発令があるまでは、その者の身分関係は変更がない（昭和二十一年発適四一号）のであるから、休職の期間が近く終了するものについては、それ以前に復職させてさしつかえない。但し発秘二三号による場合並びに右によつて復職させた場合においても、教職不適格者が職務執行することは禁止されている（昭和二十一年発適四一号）。この点誤解のないように念のため申し添える。

参考

○教職不適格者と判定された者の身分関係等について（昭和二十一年発適四一号）

1. 教職員が審査委員会で不適格の判定を受け教職不適格者と指定された場合、免官（職）発令迄は其の者の身分関係には何等変更はない。

2. 教職員が審査委員会で教職不適格者と判定された場合（再審査を請求した場合でも）爾後教職の実務に従事することとは出来ない。勿論再審査の結果適格者と判定された後は差支えない。

一一、共同省令第一號別表第一第八項の解釋に関する件

昭和二十四年七月二十二日
発人 第三二號 文部次官

共同省令第一號別表第一第八項については、これまでの諸通知又は連絡の際指示してきた取扱方に基き嚴重に解釈の上審査されたい。

例えば公職審査において異議申立又は訴願の手續により公職適格と判定された者が教職審査を受ける場合、公職非該当であるものは直ちに教職適格となる故第八項も非該当であるとは解し得ないのであるから、該当條項については特に慎重に調査し、教職審査独自の立場で嚴格に第八項を解釈されたい。

右審査に際して第八項の解釈に疑義を生じた際は当方に連絡されたい。
なお、共同省令第一號第五條に基く貴委員会の判定者調査表の提出が遅れる向もあるので今後は判定後直ちに送付されたい。

なお、審査委員会において論議のあつたものについては判定經過書を送付されたい。

二七

二、教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の
施行に関する規則の一部改正について

昭和二十四年十月二十六日
文部省第五七號文部事務次官

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則（昭和二十二年共同省令第一号）の一部が別紙の通り改正され、本月二十六日公布せられ、即日施行せられることになったので、この旨命によつて通知する。

（別紙）

総理府令
法務府令
外務省令
大蔵省令
文部省令
厚生省令
農林省令
運輸省令
郵政省令
電気通信省令

第一号

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十四年十月二十六日

内閣総理大臣	吉田	茂
法務総裁	殖田	俊吉
外務大臣	吉田	茂
大蔵大臣	池田	勇人
文部大臣	高瀬	莊太郎
厚生大臣	林	讓治
農林大臣	森	幸太郎
運輸大臣	大屋	晋三
郵政大臣	小沢	佐重喜
電気通信大臣	小沢	佐重喜

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一部を改正する命令

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）の施行に関する規則昭和二十二年

文部省令、外務省令、司法省令、
厚生省令、通信省令、内務省令、
大蔵省令、運輸省令、農林省令、
第一号）の一部を次のように改正する。

別表第十二項中「昭和二十一年勅令第百一号第二條及び第四條の規定による団体」を「団体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）第四條の規定により解散した団体」に改める。

附 則

この命令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月四日から適用する。

一三、教育委員會職員の審査に関する件

昭和二十四年十一月二十五日
文人適第九一號適格審査室主事

各都道府県の地方事務所に教育事務所（又は教育委員会出張所）が設置せられた場合、右教育事務所の職員で審査未了の者もあると思われるから、（例えば地方事務所長或は総務課長が教育事務所長を兼任する場合等）、御調査の上二級吏員以上は教職員適格審査委員会、三級吏員は各都道府県の教職員適格審査委員会において審査を受けるよう御取計らいありたす。

一四、本年度卒業の教員養成諸学校生徒の教職適格審査について

昭和二十五年一月二十三日
文人適第十二號課適格審査室主事

標記のことについて、昨年度は昭和二十四年一月二十一日付発適十号（件名は標記と同じ）で通知したのであるが、本

年度においても昨年と同様に取り扱うこととなつたので標記の通知によつて措置せられたい。

一五、短期大学の教職員の適格審査について。

昭和二十五年一月二十五日
文人適九七號文部事務次官

このことについては、下記によつて取り扱うことになりましたので御了知下さい。

記

短期大学の学長（短期大学の長が短期大学部長と呼称される場合も含む）、教員その他の職員の適格審査は、文部省内の教職員適格審査委員会において行うこと。

なお、このことは、短期大学が大学教員適格審査委員会の設置されてある大学に併設されている場合と否とにかゝらず適用されますから、念のため申し添えます。

一六、新制大学教職員の適格審査に関する調査の件

昭和二十五年二月十五日
文人適第二四號適格審査室主事

標記の件に関し、今般下記の通り調査をすることになりましたので、別記様式により二月末日迄に当方に御報告願います。

記

一、調査期日 二十五年二月一日現在

二、調査範囲

① 昭和二十二年共同省令第一号別表第二に示された範囲内の者で、現在貴校在職中のもの全員（別記様式(1)に記載するもの）

② 昭和二十一年五月七日より昭和二十五年一月三十一日までに退職した者で①の範囲内の者全員（別記様式(2)に記載するもの）

③ 現在貴校在職中の者で①の範囲外の者全員（別記様式(3)に記載するもの）

別記様式 (1)

現職教職員適格審査調査報告

年 月 日

学 校 名

発令年月日	職 名	氏 名	教職審査判定年月日	教職審査判定委員会名	備 考

記載上の注意

1. 発令年月日は、貴校における現在の職名の発令年月日を記入されたい。

- 2. 兼務校ある場合は、備考に校名、地位を記入されたい。
- 3. 記載の順序は、教員、職員、法人の役員の順にされたい。

別記様式 (2)

退職教職員適格審査調査報告

年 月 日

学 校 名

退職年月日	職 名	発令年月日	氏 名	名	教職審査判定年月日	教職審査委員会名	備 考

記載上の注意

- 1. 発令年月日は、貴校における退職当時の職名の発令年月日を記載されたい。
- 2. 兼務校ある場合は、備考に校名、地位を記入されたい。
- 3. 記載の順序は、別記様式(1)に同じ。
- 4. 判定月日、委員会名等不明の場合は、不明又は未審査の旨記載されたい。

別記様式 (3)

教職審査対象外現職員調査報告

記載上の注意備考に身分職務内容等記入されたい。

補遺

一、審查月報拔粹

(審査月報第十四号昭和二十四年二月二十八日)

(一) 教育委員会の発足について

去る十一月一日を以て、各都道府県委員会及び相当数の地方委員会が、それぞれ発足したのであるが、之に關連して敎職員適格審査委員会の事務その他について、左記のように決定したので特に御留意ありたい。

1. 教育委員会法の施行に伴い、都道府県若しくは都道府県知事の権限に属する教育に関する事務は都道府県教育委員会に引き継がれることになったが、昭和二十二年政令第六十二号「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」に基づく都道府県知事の教職員適格審査事務は従前通り各都道府県知事の権限に属することになった。
2. 都道府県における教職員適格審査事務が、教育委員会に移されなかつた趣旨よりみて、都道府県教育委員会の委員及び職員を教職員適格審査委員会の委員に委嘱する事は適當でないと思われる。
3. 教育委員会の職員の審査は、共同省令第五号（昭和二十三年十二月二十九日官報登載）に規定されたように、都道

府県委員会の職員で二級吏員以上の者に関しては、文部大臣がこれを行い、又同委員会の職員で三級吏員及び三級吏員に相当する職員並に地方委員会の職員に関しては各都道府県知事がこれを行う。

なお、教育委員会の職員とは、教育長及び事務局職員をいう。

4. 今回教育委員会に移されなかつた教育関係事務を取扱う都道府県及び市の教育関係職員、並にまだ教育委員会の設置されていない市の教育関係職員は、従来通り審査対象である。

なお、まだ教育委員会を設置していない町村の職員は、従来通り審査対象とならない。

5. 先般八月十三日附政令第二百二十八号に基いて行われた都道府県教育委員立候補資格審査に關しては、種々御配慮を煩わしたのであるが、更に審査に慎重を期するため、十一月六日附発適八六号を以て、特に(一)審査開始以前に退職した教職員、(二)大政翼賛会等戦時中の団体関係者、(三)その他軍歴、言論関係者等に就き、被審査者全員に關し、その適格審査資料の再調査方を願つたのであるが、右の件については至急御回報相成りたい。

(二) 軍關係者審査基準の法的根拠について (同右)

軍関係者審査基準に関する件（昭和二十一年七月六日附発適八号）については、同基準中に引用した旧軍関係法令について照会してくる同が多いので、念のために採録する。

1. 陸海軍特別志願予備將校關係法令

イ 昭和十四年勅令第七百三十一号（幹部候補生等ヨリ将校ト為リタルモノノ役種変更ニ関スル件）

第一條 当分ノ内幹部候補生、操縦候補生、一年志願兵又ハ一年現役兵ヨリ予備役將校ト為リタル者ニシテ左ノ各号ニ該当シ現役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ之ヲ現役トナスコトヲ得

一、昭和八年勅令第十二号ニ依リ充用セラルル者

二、陸軍憲兵学校、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍兵器学校、陸軍経理学校、陸軍軍医学校、陸軍獣医学校又ハ陸軍大臣ノ定ムル部隊ニ於テ概ネ一年間必要ナル學術ヲ習得シ現役將校タルニ適スル者

第二條 前條第二号ニ規定スル學術ノ習得ヲ為サシムベキモノハ聯隊長ニ於テ選抜シタル者ノ中ヨリ銓衡ノ上陸軍大臣之ヲ定メ同号ニ規定スル部隊ニ派遣セシム

前項ニ規定スル銓衡ノ方法ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條 第一條第二号ニ規定スル期間ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得(附則略)

昭和十九年四月十八日勅令第二百七十八号(海軍予備員ヨリスル海軍武官任用等特例)

第一條 戰時若ハ事變ノ際又ハ補充上必要アル場合ニ於テハ召集中ノ海軍ノ予備士官、予備準士官ニシテ志願スルモノハ海軍武官任用令ニ拘ラズ各科別ニ從ヒ前官階ト同級以下ノ官階ノ海軍ノ士官、準士官ニ特ニ之ヲ任用スルコト得。但シ士官ノ任用ニ付テハ海軍武官任用委員ノ銓衡ヲ、準士官ノ任用ニ付テハ海軍大臣ノ定ムル銓衡ヲ經ルコトヲ要ス。

第二條 前條ノ規定ニ依ル志願者人格優秀ニシテ相当ノ実歴ヲ有シ且其ノ事績顯著ナル者ナルトキハ前官階ノ上級ノ官階ノ官ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得。

第三條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ任用セラレタル士官、準士官ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ海軍予備員タルノ官及其ノ服役ヲ免ジ士官及準士官ニ在リテハ之ヲ海軍武官服役令第八條第一項ノ規定ニ依ル現役ニ服セシム。

2. 服役延期関係法令

イ 昭和二年四月一日法律第四十七号(兵役法)

第十九條 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一、戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二、出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ為必要アルトキ

三、航海中又ハ外国ニ於テ勤務中ナルトキ

四、重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ挙アルトキ

五、天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ己ムヲ得ザルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ニ服スベキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算ス

ロ 昭和二年十一月三十日勅令第三百三十四号(海軍志願兵令)

第十四條 志願兵現役年限年令ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ、左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

(内容、兵役法第十九條ト同文)

三、滿洲国軍官学校卒業者について (同右)

滿洲国軍官学校卒業者については、次のように御了知ありたい。

1. 滿洲国軍官学校に入校し、日本陸軍士官学校に留學したもの、昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第一第二項職業陸海軍職員の範圍に實質上含まれるので、覺書該当者とみなされる。

2. 日本の予備役将校より満洲国陸軍将校になつたものは、従前通り日本の予備役将校として取扱われ、教職不適格者とはならない。

(四) 在郷軍人分会長について (同右)

昭和二十二年一月十三日付発適二号の第二項「昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に左の地位にあつた者は昭和二十一年一月四日附覚書附屬書A号G項(軍国主義者及極端な国家主義者)該当者として取扱われることになつたので、この者は教職不適格者となる。

「帝国在郷軍人会郡市区町村連合分会長又は市区町村分会長」の分会長については、疑義のある向が多いが、これに關しては、次のように解釈されるので、御了知ありたい。

1. 郡市区町村連合分会長は勿論、市区町村分会長については、分会区域の大小にかかわらず、その地位にあつたものは、すべて該当者となる。

2. 前号の分会長事務取扱については、本人が実質的に分会長の事務をとつていたものであれば、教職不適格者の規準に該当する。

3. なお、以上はすべて地域分会長についてであつて、職域分会長に關しては、その経歴のみでは教職不適格者とならなう。

(五) 審査について (同右)

1. 八月十四日附発適六七号(職業陸海軍職員の解釈について)の條文の表現については、九月三十日附発適二号で一部補足説明したのであるが、同通知の二の「大学専門学校等」の等とは、教員養成諸学校及び中等学校を含むもので

あるから、念のため補足する。

2. 拓殖大学専門部開拓科は、昭和二十二年共同省令第一号別表第一第二〇項6号の拓殖専門学校開拓科の前身であるので、昭和十二年七月七日以降昭和二十年九月二日迄の間の卒業者は、その後、他の大学高等専門学校を卒業していない限り、教職不適格者の基準に該当する。

3. 山口国学院は、昭和二十二年発適六七号に規定する山口県神社庁附屬学院の前身であるので、山口国学院卒業者即ち同校本科及び専攻科出身者は、共同省令別表第一第一〇項に該当する。

二、國家公務員たる教職員の休職について

(一) 人事院は、國家公務員法に基き、教職員の休職の場合に關し次の人事院規則を制定する。

昭和二十四年七月二十七日

人事院 総裁

人事院規則一一二(昭和二十四年七月二十七日施行)

教職員の休職の場合

1. 教職員が、昭和二十二年政令第六十二号(昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に関する政令)及びそれに基づく命令の規定により、都道府県教職員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会、若しくは教職員適格審査委員会において不適格の判定を受け、中央教職員適格審査委員会の再審査(以下再審査という。)を請求した場合又は中央教職員適格審査委員会において不適格の判定を受け、

主務大臣の特別の審査（以下特別の審査という。）を請求した場合には、その意に反してこれを休職することができる。

2. 前項の規定による休職の期間は、その教職員が再審査若しくは特別の審査により適格と判定されるまで、又は不適格の判定が確定し教職不適格者として指定されて免職されるまでの間とする。

3. この規則により休職された教職員が再審査又は特別の審査により適格と判定された場合には、その者が希望するとき、復職させなければならない。

(二) 通 知 （昭和二十四年九月二十六日発人第六五号人事課長通知）

人事院規則「一一二（別紙）」の施行により、教職員で「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」並びにこの政令に基づく「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」によつて、審査の結果不適格と判定を受けた者が再審査を要求した場合、その期間中は国家公務員である教職員については休職を命ずることができるようになりましたが、この場合の辞令形式を次のとおり定めましたから通知いたします。

記

官 職 名 氏

名

国家公務員法第七十九條に基く人事院規則「一一二」により休職を命ずる。

（任 命 権 者）

別 紙 （前 掲）

三、第六、七國會における答弁資料

適 格 審 査 室

(一) 団体等規正令によつて法務総裁から指定された者（公職追放者）及び解散団体の構成員の適格審査について

団体等規正令によつて法務総裁から指定された者或は解散団体の構成員については、その者が、昭和二十一年一月四日附連合国最高司令官覚書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する件附屬書A号」に該当し或はその者の言動が明らかに「行為あるいは義務の不履行により、連合国軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した」場合は、審査規準第八項又は第三項（共同省令第一号別表第一）に該当することとなり、不適格者と判定される。

なお、この場合、既に適格と判定されている者については、昭和二十二年文部省訓令第三号第二十三條によつて再審査を行い、不適格と判定しなければならぬ。

(二) 適格審査の現状及び見通しについて

現在審査は、昭和二十二年政令第六十二号「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」にもとづいて行われているが昭和二十一年五月審査開始以來昭和二十四年八月までの審査はつぎの通りである。

審査 人員数		不適格者数	備考
第一審	九六九、八九二	三、二六七	
第二審	一、六〇二	四九〇	
第三審	二二二	二二二	原審差戻八二七

なお、右の表のほか、旧共同省令別表第二により、適格審査委員会の審査を経ずに不適格の指定を受けたものが二七一名ある。

今年度（昭和二十四年度）における都道府県、大学教員及び教職員の各第一審の審査委員会の審査状況は八月までに約四万五千名の審査を終り、うち不適格約一六〇名である。

中央教職員適格審査委員会は、第一審で不適格と判定された者の再審査請求と、旧共同省令別表第二の特免申請とを受理し今年度に入つて約八〇名の審査を終り、うち不適格者約四五名である。同じく今年度における第三審としての特別審査は、約二五名の審査を終り、皆不適格と判定されている。

今年度以降は、主として新規採用者につき審査することになるが、今年度においては第一審になお約十万名を予定し、昭和二十五年度には第一審約十九万を予定している。

四、團體等規正令

昭和二十四年四月四日
政令第六十四號

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二號）に基き、同令に基く政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する件（昭和二十一年勅令第一百一號）を改正するこの政令を制定する

（この政令の目的）

第一條 この政令は、平和主義及び民主主義の健全な育成発達を期するため、政治団体の内容を一般に公開し、秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止することを目的とする。

2 この政令は、この政令に定められた目的及び行為に關する場合を除き、集会、言論又は信教の自由を阻害するよう解釈し、又は適用してはならない。

（団体の結成及び指導の禁止）

第二條 その目的又は行為が左の各号の一に該当する政黨、協會その他の団体は、結成し、又は指導してはならない。

一 占領軍に対して反抗し、若しくは反対し、又は日本国政府が連合国最高司令官の要求に基いて發した命令に対して反抗し、若しくは反対すること。

二 日本国の侵略的對外軍事行動を支持し、又は正当化すること。

三 日本国が他のアジア、インドネシア又はマレー人種の指導者であることをせん称すること。

四 日本国内において外国人を貿易、商業又は職業従事から排除すること。

五 日本国と諸外国との間の自由な文化及び學術の交流に対して反対すること。

六 日本国内において、軍事的若しくは準軍事的訓練を実施し、陸軍海軍人であつた者に対して民間人に与えられる以

上の恩典を供与し、若しくは特殊の発言権を附与し、又は軍国主義若しくは軍人的精神を存続すること。
七、暗殺その他の暴力主義的企図によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、若しくは正当化すること。

(禁止行為)

第三條 前條各号の一に該当する行為は、してはならない。

(団体の解散)

第四條 左の各号の一に該当する団体で法務総裁の指定するものは、その指定によつて解散する。

一 第二條に該当する団体（第五條の規定により第二條の団体とみなされたものを含む。）

二 第二條各号の一に該当する行為をした団体

三 第六條の届出をしない団体

2 法務総裁は、前項各号の一に該当する団体で同項の指定によらないですでに解散したもの（この政令施行前に解散したものを含む。）に対しても、同項の指定をすることが出来る。この場合において、その団体は、その指定によつて解散したものともみなす。

3 前二項の法務総裁の指定は、官報に公示して行ふ。

(第二條の団体とみなされる団体)

第五條 左の各号の一に該当する団体は、法務総裁の特に指定するものを除くほか、第二條の団体とみなす。

一 その主要役員のいずれかが左の一に該当するもの

イ 前條の規定により解散した団体の構成員であつた者

ロ 昭和五年一月一日以後現役にあつた正規の陸海軍の将校又は特別志願予備将校であつた者

ハ 憲兵隊、特務機関、海軍特務部又はその他の陸海軍警察機関の特殊若しくは秘密諜報機関に勤務した者又はこれ

ニに協力した者

二 その構成員の四分の一を越える者が前條の規定により解散した団体の構成員であつたもの

(団体の届出)

第六條 その目的又は行為が左の各号の一に該当する政党、協会その他の団体については、該当団体の代表者又は主幹者は、第七條の規定によつて届出をしなければならない。

一 公職の候補者を推薦し、又は支持すること。

二 政府又は地方公共団体の政策に影響を与える行為をすること。

三 日本国と諸外国との関係に関し論議すること。

第七條 前條の届出は、新たに同條の団体を結成し、又は既存の団体を同條の団体に変更したときは、その日から三日以内にその団体について左の各号に掲げる事項を、その届出事項に変更があつたとき、又はその団体が解散したときは、その日から二十日以内に、その旨を、その主たる事務所の所在地の市町村長（特別区の区長を含む、以下同じ）に對して行うものとする。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所の所在地

四 役員の住所、氏名、現に所屬し、及び從來所屬したことの一切の団体の名称並びに軍隊又は警察に勤務したことの者については、その旨

五 有力な財政的援助者の住所、氏名及びその援助の金額

六 構成員の住所、氏名及び從來所屬したことの一切の政治的又は思想的団体の名称

2 前條第六号の規定は、労働組合及びこれに準ずべき労働者又は被傭者の団体に適用しない。

3 前二項に定めるものを除くほか、前條の届出に關し必要な事項は、法務庁令で定める。

(届出の通達及公開)

第八條 第六條の届出を受理した市町村長は、法務庁令の定めるところにより、これを都道府県知事及び法務総裁に通達しなければならない。

2 市町村長、都道府県知事及び法務総裁は、法務庁令の定めるところにより、それぞれ前項の届出を一般に公開しなければならない。

(機関誌紙の提出)

第九條 第六條の団体が、機関誌紙を刊行したときは、その代表者又は主幹者は、刊行の日から二十日以内にその一部を主たる事務所の所在地の都道府県知事に、その二部を都道府県知事を経て法務総裁に提出しなければならない。

(法務総裁の調査)

第十條 法務総裁は、この政令の條項が遵守されているかどうかを確めるため、必要な調査を行うものとする。

2 法務総裁は、前項の規定による事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

3 法務総裁又は都道府県知事は、第一項の調査をするについては、関係者の出頭を求め、又は当該官吏若しくは吏員をしてその説明を聴取し、若しくは資料その他の物件の提出を求めさせることができる。

4 前項に規定する当該官吏及び吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(団体解散に伴う公職からの除去)

第十一條 昭和二十三年五月十一日以後第四條の規定により解散した団体の本部又は支部その他の下部組織のいずれかに對し、時期の如何を問はず、左の各号の一に該当する關係にあつた者で、法務総裁の指定するものは、公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下勅令第一号という。)の規定による覚書該当者に準じて公職からこれを除去する。

一 創立者、役員又は理事であつた者

二 要職を占めた者

三 一切の刊行物又は機関誌紙の編集者

四 自発的に多額の寄附をした者

2 前項の法務総裁の指定は、官報に公示して行う。

第十二條 前條第一項の規定に該当する者は、同項の指定によつて、勅令第一号による覚書該当者としての指定を受けたものとみなし、その者が現に同令にいう公職にあるときは、同令第三條の規定に従い退職しなければならない。その他

その者に関しては、同令が適用されるものとする。但し、同令第三條第二項但書の権限は、法務総裁が行うものとする。

第(罰則)

第十五條 左に掲げる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。但し、情状により、七万五千円以下の罰金に処することができる。

- 一 第二條又は第三條の規定に違反した者
- 二 第六條の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十條第三項の規定により出頭、説明又は資料その他の物件の提出を求められて、これに応じない者
- 四 第十一條第一項の規定に該当する者で前條の規定により辞職の措置をとらず、又はその該当の事実を秘して勅令第一号にいう公職に就いたもの。

第十四條 第四條の規定により解散した団体の主要役員若しくは有力な財政的援助者であつた者又は勅令第一号にいう覚書該当者であつてこれらの団体の顧問、参与(これらと同種及び同等の権限を有する類似の職を含む。以下同じ。)若しくは構成員であつた者が新たに第二條の団体を結成し、若しくはその結成を援助し、又は指導し、若しくはその指導を援助したときは、前條に規定する刑の二倍を越えない刑に処する。

- 2 前項に掲げる者が同項に掲げる新たな団体の主要役員、顧問、参与、構成員又は有力な財政的援助者となつたときは、その者は、同項に掲げる新たな団体を結成し、若しくはその結成を援助し、又は指導し、若しくはその導を援助したものと推定する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第十三條

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同條の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件(昭和二十一年勅令第百一号。以下旧令という。)第二條及び第四條第一号(イ)の規定による従前の指定は、この政令第四條の規定による指定とみなす。
- 3 旧令第五條の規定に基く届出は、この政令第六條の規定に基く届出とみなす。
- 4 旧令第五條ノ三の規定による指定は、この政令第十一條の規定による指定とみなす。
- 5 この政令施行前になした違反行為の処罰については、なお旧令による。
- 6 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一條を次のように改める。

第一條 この政令において「解散団体」とは、団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第四條の規定により解散した団体をいう。

第四條第一項、第六條及び第十五條第一項中「昭和二十一年勅令第百一号第二條又は同令第四條第一号(イ)を「団体等規正令第四條」に、第二十三條第一項中「昭和二十一年勅令第百一号第二條」を「団体等規正令第四條」に改める。

7 法務庁設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「昭和二十一年第百一号の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項」を「団

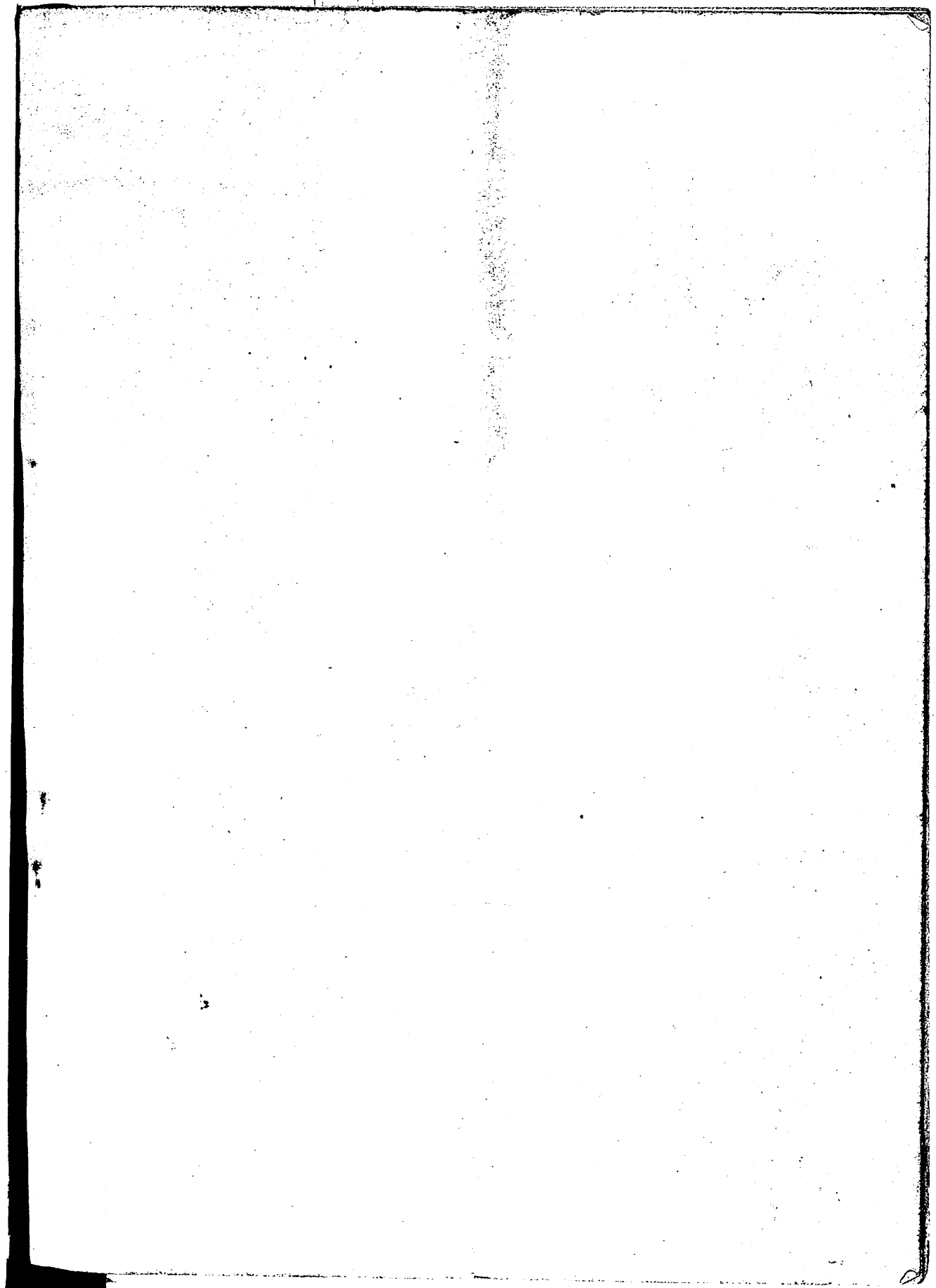
体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十八号）の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項、」に改める。

第六條第二項第一号及び第十條第一項第九号中「昭和二十一年勅令第百一十号」を「団体等規正令」に改め、第十條第一項第十号を次のように改める。

十 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理並びに処分等に関する事項

8 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令（昭和二十四年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件（昭和二十一年勅令第百一十号）第五條ノ四の規定により、」を「団体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）第十二條の規定により、」に改める。



IV-5